

平成28年第9回教育委員会定例会

(5月17日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成28年5月17日（火）午後2時14分から午後3時21分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	堀 越 龍太郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審査

第34号議案 東京都台東区立小中学校等への学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第35号議案 旅館業営業許可（浅草橋2丁目）に関する教育委員会の意見聴取につ
いて

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

- ア 東京都台東区立小自然少年の家の指定管理者の選定について
- (2) 生涯学習課
 - イ 東京都台東区社会教育センター・社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定について
 - ウ 今戸住宅及び合築区有施設の耐震補強設計の実施について
- 2 報告事項
 - (1) 庶務課
 - ア 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
 - イ 後援名義の使用について
 - (2) 指導課
 - ウ 平成28年度国際理解重点教育中学生海外短期留学派遣生徒選考結果等について
 - (3) 教育支援課
 - エ 台東区スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについて
- 3 6月の行事予定について
- 4 その他

午後2時14分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成28年第9回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

〈日程第1 議案審議〉

第34号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

まず、第34号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第34号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

議案のほうをご覧ください。

本案は、東京都教育委員会告示の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。本規則は、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づきまして、学校医の公務災害補償の実施に関して必要な事項を定めているもので、条例と同様に都条例と教育委員会規則、都教育委員会告示を準用して定めているものでございます。

今回は、準用しております都教育委員会の告示が改められましたので、同告示に基づきまして本規則の中で規定の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の裏面をご覧ください。

具体的には都の告示を準用して定めております別表第5につきまして、新旧対照表のとおり改めるものでございます。

新旧対処表、表面にお戻りください。

付則でございます。本規則は、公布の日から施行するものでございます。

なお、平成14年の東京都からの事務移管以降、本区において公務災害補償を受けた事例はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますよう、お願

いたします。

以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第34号議案については原案どおり決定いたしました。

第35号議案

○垣内委員長 次に、第35号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第35号議案についてご説明をいたします。

本案は、旅館業法の規定に基づき提出するものでございます。

議案の2枚目に保健所長からの照会文書がございますので、ご覧ください。

申請地は浅草橋二丁目29番6号。田口ビルの2階及び3階で、申請者は株式会社華麗でございます。営業種別及び名称は、簡易宿所営業 簡(かん)、新規の申請となっております。

今回該当する教育施設は、台東育英小学校及び育英幼稚園で、申請地からの距離は100メートルとなっております。小学校、幼稚園からは当該建物は見通せない状況でございます。

資料3枚目の地図をご覧ください。

中央の囲いで斜線になっている部分が今回の申請地で、左のほうに台東育英小学校及び育英幼稚園がございます。

3枚目の裏面、及び4枚目の表面に各階の平面図がございますが、2階、3階ともツイン形式の部屋が4室ということで、計8人の定員となっております。

資料最後には、台東育英小学校長、育英幼稚園長からの意見を資料として添付しております。

それでは、議案の1枚目の裏面にお戻りください。

教育委員会の意見の案といたしまして、小学校、幼稚園の近くで新たに旅館業を開業することについては望ましいことではない。しかし、申請者が小学校、幼稚園での教育活動及び地域の活動に協力するとともに、子供の教育環境に対しても十分な配慮をするならば、やむを得ないものとする。また、申請者には、宿泊客に対しても、子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたいといたしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 通学路との関係について確認させてください。

○学務課長 当該施設の前面道路につきましては、通学路とはなってございません。

以上でございます。

○和田教育長 この秋から蔵前小学校の仮校舎の関係もありますが、それも大丈夫ですか。

○学務課長 そちらも通学路とは指定されておりません。

○高森委員 今回、意見案の2段落目のところに、「また、申請者には、宿泊客に対しても、子供の健全な教育環境を阻害するような行為に対する注意喚起をお願いしたい」とありますが、宿泊客といっても国籍も多国籍にわたっていると思うのですが、そのような方々に対して、具体的にどのような形で注意喚起をなされるのでしょうか。

○庶務課長 最近、外国人の観光客の方が、児童や生徒の写真を撮影してインターネットにアップするというような、そういった事例が多うございますので、宿泊客の方に対して、そのようなことのないように注意喚起をお願いするようなことを想定しております。

○高森委員 その際に、言語は英語で行っているのでしょうか。

○庶務課長 どの言語かについてはわかりませんが、開設者のほうにはそのように伝えていきたいと考えております。

○高森委員 パンフレットなどがあれば、そういったことができるのかなと思います。

○庶務課長 そのように申し伝えます。

○垣内委員長 ここのところ、このような簡易な宿泊所や小規模なものが幾つも議案に上がってきていると思いますが、これまでの状況として、何か不都合なことがあるとか、影響があったというような事例は、これまで特段ないのか。それとも、いろいろ注意喚起をしていただいたりしているので、それによって円滑に運営されているので、そういったことがないと理解してよろしいのでしょうか。

○庶務課長 教育委員会の意見聴取をした案件に限らず、外国人の宿泊の方が増えてまいりますと、ごみ出しですとか、騒音ですとか、時間外のいろいろな活動で地域に対して迷惑がかかっているという事例は聞いております。ただし、そういうことをなるべく減らそうということで、関係の所管なども一生懸命活動しているところでございます。また、最近、民泊ということで、社会問題にもなっておりますが、民泊について国のほうは規制を緩和して広く認めていこうという方向で進めております。ただ、台東区議会においては、やはりそういった近隣の方々とのトラブルなどの状況も踏まえまして、誰もが安心して訪れることができる、おもてなしの台東区にしようということで、旅館業法の施行条例というのをこの3月に改正をいたしまして、安易に民泊を認めることのないよう、民泊そのものを否定するわけではございませんけれども、やはり一定のルールを守って宿泊をしていくという方向で取り組みを進めるように、条例改正を行いました。

二つ大きな柱がございまして、一つは営業時間中に従事者を必ず常駐をさせてください

ということです。それからもう一つは、宿泊しようとする方と面接するのに適した玄関帳場、そのような施設を必ず設置してくださいと、そのような縛りをかけて、泊まる方も、あるいは地域の方も気持ちよく過ごせるような環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○末廣委員 今の民泊の話についてですが、これから営業許可を出すケースが結構増えてくると思うのですが、民泊の場合にも、やはり教育委員会の意見聴取というのはあるのでしょうか。

○庶務課長 法律の規定に基づいて、許可するにあたり必要だということになれば、当然教育委員会に対して意見聴取を求めてくると思います。

○末廣委員 まだ、その点については、はっきりしていないのですね。

○庶務課長 区の条例などに適用されるかどうかによって、教育委員会の意見聴取についても、当然、関係してまいります。まずは、教育施設からの距離に該当しないと、意見聴取の対象外ということにはなります。

○樋口委員 このような宿泊施設を利用される方というのは、台東区や川崎市の鶴見もそうですが、大きく分けて二つございます。一つは旅行者です。三泊、四泊、ないしは1カ月。もう一つは、定住者です。

簡易宿所を否定するわけではないですが、このような施設をどんどんつくっていくことに関しては、住民が増えるという一面もあるわけですから、住民が増えることで区民生活にどのような影響があるのかという議論をどこかでしなければいけないと思っています。

ただ、教育委員会は、その議論の対象になっていませんので、このことについては、区議会の先生方がいろいろと懸念をされていることだと思えます。川崎の事例を見れば、これは完全に定住者です。簡易宿泊所ですが定住者で、毎日お金を払ってお住まいになっているということなのです。そこでの学校教育への問題というのは何かしらあるのではないかと私は思いますが、このことについては、きちんと定点観測しなければいけない。

その一方で、旅行者の場合ですが、よく議論するのは、文化が違うので、ごみの問題や騒音などの問題があるかもしれない。ですから、二つの面で考えなければいけないのです。

宿泊施設の開業に関して、教育委員会として一応のルールにのっとって、反対しないことについては、やぶさかではないのですが、効果や影響については、二つの側面から考えなければいけないと思います。

○高森委員 先ほどのパンフレットの件についてですが、教育委員会にオンテーブルされるのは、おおむね100メートル以内にある教育施設になりますが、観光客はこの学校の近隣の宿泊者だけに限られないと思うのです。区内のあちらこちらから、宿泊者の方が学校のそばに来る可能性があると思うのです。そのため、例えば観光客に対して、特に国籍の違う方々に対して、学校教育の現場に対する理解を求めるようなパンフレットのようなものを、教育委員会として作っておいたほうが良いような気がいたします。こういったものを作るのは、教育委員会ではなくて観光課のような部署になるなのかもしれませんけれど

も、学校施設に対しての注意事項、児童や生徒のプライバシーに関わるようなことを侵害しないような、注意喚起をするようなパンフレットづくりというのは必要なのかなと思います。それは学校だけではなくて、台東区だけの子供たちとも限りませんが、例えば上野公園を社会科見学している子供たちもいますので、そういったルールづくりというのは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○**庶務課長** 確かに、ただいまのご提案のように、私も必要だと思っております。旅行者だけではなくて、今お住まいになっている外国の方に対しても、区のほうではいろいろなアプローチをしております。そういった中に、ご提案のような内容のものを、どのようにして盛り込んでいけば効果的になるのか、というようなことを相談をさせていただきたいと思っております。

○**高森委員** 印刷物等で配布することができるのであれば、全宿泊施設のフロントのあたりに置いておいて、宿泊者に必ずそれを見ていただくような、そういった働きかけもできるのかなという気がいたしました。

○**垣内委員長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**垣内委員長** 教育委員会の所掌事務を若干超えるような、さまざまなご意見もありましたが、本件につきまして、これより採決いたしたいと思っております。

本案について原案どおり決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○**垣内委員長** ご異議ございませんので、第35号議案については原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○**垣内委員長** 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○**学務課長** それでは、東京都台東区立少年自然の家の指定管理者の選定につきまして、ご報告、ご説明をいたします。資料は1でございます。

東京都台東区立少年自然の家の指定管理者につきましては、平成28年度、本年度末をもちまして指定期間が満了となります。つきましては、平成29年度以降の指定管理者の選定につきまして、台東区指定管理者制度運用指針に基づき選定手続を進めてまいります。

資料の項番1、対象施設の概要等は資料記載のとおりでございます。

次に項番2、現行の指定管理者は株式会社ニッコトラストで、平成21年度から指定管

理者として指定し、現在は2期目となっております。

次に項番3、次期指定期間は、平成29年4月1日から34年3月31日までの5年間となります。

次に項番4、次期指定管理者の選定でございます。(1)選定方法は、ご参考として2枚目に台東区指定管理者制度運用指針の抜粋を付けております。そちらをご覧ください。こちらの項番3の指定管理者の選定方法、アンダーラインでお示ししているところでございます。こちらの(1)の公募の原則を適用いたしまして、公募型プロポーザル方式により行うものでございます。

恐れ入ります、資料に戻りまして2ページをご覧ください。

(2)の選定手続についてでございます。指定管理者選定委員会を設置いたしまして、事業計画に基づき管理水準やサービス向上への取組みなど、指定管理者としての適性を判定してまいります。選定委員会の構成につきましては、外部の有識者、施設利用の代表者、小中学校長を含む区職員を委員とする6名体制といたします。選考基準につきましては、東京都台東区立少年自然の家条例6条2項に定める基準のほか、資料に記載の項目を中心に、審査を行うこととしております。

次に項番5、今後のスケジュールでございます。6月の政策決定後、第2回区議会定例会でこちらの内容について報告をする予定でございます。その後、7月から指定管理者の募集に入りまして、9月、10月と指定管理者選定委員会を開催いたしまして、指定管理者候補者を選定いたします。こちらの選定した候補者につきましては、11月の教育委員会にお諮りをする予定でございます。そして、12月の第4回区議会定例会において、指定管理者の指定の議決を受けまして、来年4月から指定管理業務を開始するというスケジュールになってございます。

東京都台東区立少年自然の家指定管理者の選定についての報告は、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のアについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 生涯学習課 イウ

○垣内委員長 次に、生涯学習課のイ及びウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、まず東京都台東区立社会教育センター・社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定についてご説明申し上げます。

本件は、社会教育センター・社会教育館及び清島温水プールの管理について、指定管理者の公募を行うものでございます。

現在、指定管理者制度の導入で実施をしてございますが、平成29年3月に協定が満了となるため、平成29年度からの指定管理者の公募を行うものでございます。

項番1でございます。対象施設でございます。指定管理者の公募に当たりましては、社会教育センター、清島温水プールについて、同じ建物に併設をされてございますので、一つの施設とした上で社会教育館4館とともに、一つの指定管理者を指名いたします。

施設の概要につきましては、1枚おめくりいただきまして、別紙に施設の概要、事業内容を記載してございます。

恐れ入ります、資料表面にお戻りいただきたいと思います。

項番2でございます。現行の指定管理者は、アズビル株式会社が行ってございます。

項番3でございます。次期の指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

項番4でございます。次期指定管理者の選定でございます。公募プロポーザル方式により、選定をいたします。選定の手続につきましては、台東区指定管理者制度運用指針に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、事業計画を審査した上で、管理水準やサービスの向上への取組みなどを指定管理者としての適性を判定いたします。選定委員会の構成につきましては、外部の有識者と区職員を委員とする4名体制としてございます。

資料の裏面をご覧くださいと思います。こちらに、想定している4名の理事について記載しております。

②番、選考基準（案）でございます。東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例・東京都台東区体育施設条例に定める基準のほか、団体の実績・安定性、区の求める管理水準の確保、サービス向上への取組み、その他資料に記載のとおりでございますが、このような選考基準を掲げてございます。

項番5、今後のスケジュールでございます。6月1日の政策会議の後、6月22日の区民文教委員会で報告を行い、7月から募集を開始いたします。9月に募集を締め切りまして、10月までの間に3回の選定委員会を行いまして、優先交渉者を指名して、11月の教育委員会において報告をさせていただきます。その後、政策会議で候補者を決定しまして、12月の第4回区議会定例会で指定管理者として決定をいたします。決定後は指定管理者と協定を締結いたしまして、平成29年4月から指定管理業務を開始いたします。

東京都台東区立社会教育センター・社会教育館及び清島温水プールの指定管理者の選定について、ご説明は以上でございます。

続きまして、今戸住宅及び合築区有施設の耐震補強設計の実施について、ご説明を申し上げます。資料3をご覧くださいと思います。

本件は、待乳保育園と今戸社会教育館が合築されております、今戸住宅の耐震補強に係る実施設計を実施するものでございます。

項番1でございます。これまでの経緯でございますが、今戸住宅管理組合が平成25年2月に実施をした耐震診断で、B判定、比較的高い耐震性能を持っているが補強を要するという評価だったため、区と耐震補強についての協議をこれまでも行ってまいりました。

この度、4月24日に行われました住宅の管理組合の通常総会におきまして、耐震補強実施設計について了承が得られましたので、平成28年度中に実施設計を行うものでございます。

項番2でございます。施設の概要でございます。建物は、鉄骨鉄筋コンクリート11階建てでございます。1階と2階の一部が待乳保育園、2階の一部が今戸社会教育館、3階から11階までが住宅となっております。

項番3でございます。実施方法及び区の負担でございます。住宅管理組合が主体となりまして、平成28年度中に耐震補強実施設計を行います。区は、区有施設の部分につきまして、床面積に応じた負担金を支出いたします。負担金のもととなります床面積につきましては、項番4に記載をしてございます。

次に項番5、負担金の予定額でございます。歳入につきましては、国の社会資本整備総合交付金を予定してございます。待乳保育園につきましては53万円、今戸社会教育館につきましては29万9,000円を予定してございます。歳出につきましては、保育園の分といたしまして159万2,000円、社会教育館の分が89万6,000円の負担金を予定してございます。

こちらにつきましては、議会の第2回定例会に補正予算としての計上を予定してございます。

資料の裏面をご覧くださいと思います。

項番6、今後の予定でございます。本日の教育委員会の後、6月22日の区民文教委員会にて報告を行いまして、翌23日の企画総務委員会にて予算案議決後、7月ごろに実施設計を開始いたしまして、平成29年3月ごろに設計を終了いたします。今年度中に行うのは設計でございます。耐震の改修工事につきましては、平成29年を予定してございます。

以上、簡単でございますが、今戸住宅及び合築区有施設の耐震補強設計の実施につきまして、ご説明をさせていただきました。

つきましては、以上2点について、よろしくご協議の上ご許可いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは生涯学習課のイについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 これから発言する内容については、議論のあるところだと思いますが、公共施設における指定管理については、できましたら区内在住の方を、いわゆる雇用を増やす意味で、ひとつ選考基準の中に入れていただければと思います。

昨今、失業率の数字については把握していませんが、せつかく区の施設における仕事についてですので、管理するにあたり専門知識が必要だということはよくわかりますが、できたら区内在住者の雇用拡大のための一施策として、うまく使われればと思います。そ

の辺はどうでしょうか。

○生涯学習課長 今のご提案についてでございますが、区といたしましては区民の雇用関係については、シルバー人材センターがございます。指定管理者制度におきまして、人員を指定するかどうかにつきましては、法令的なものもございますし、また台東区としましては、区全体で指定管理者の選定についての制度を定めてございますので、関係課と協議をさせていただいた上で、できるかどうかも含めて相談をしていきたいと思っております。

○垣内委員長 ほかの自治体の例ですが、指定管理者が、さまざまな業務を委託したり、日常業務を委託したり、職員を雇用したりする際に、地域住民の方を優先するというようなことの配慮をお願いするというようなことがあります。民間の企業を含めてですけれども、指定管理者に何か制約をかけるというのは難しいと思っておりますが、地元からさまざまな物品を購入することなどについては、十分配慮していただける事項ではないかと思っております。

○生涯学習課長 今のご意見も含めて検討してまいります。

○垣内委員長 ほかにご意見ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、生涯学習課のウについて、何かご質問はございませんか。

これは耐震補強設計のための予算ですか。

○生涯学習課長 今回ご報告したのは、設計に関する部分でございます。工事につきましては、この後、29年度に改めてと考えてございます。

○垣内委員長 予算については、設計が組まれてからということになりますでしょうか。

○生涯学習課長 現状で設計にかかる見込みといたしましては、全体として約850万円程度と試算をしております。その中で面積に応じて、区の施設ごとの負担金につきましては、先ほどの資料に記載をしております。

○和田教育長 保育園を残したまま工事をするということになりますが、その辺について何か議論はあったのですか。

○児童保育課長 現在、実施設計のもととなる耐震補強工事の内容については、現在のところ、一番補強しなければならないところだけを補強するという工事内容で進めていると聞いてございます。

この方法をとった場合は、保育園児は居ながらで、保育園部分については耐震強度はあるということでしたので、仮園舎等を組まずに工事が進められる方法を検討されていると聞いてございます。

実際は実施設計の中で、まだ工法等の変更がもしあれば、私どもとしてはお子さんのお昼寝の時間ですとか、今回は設計ですので音が鳴ることなどは全くございませんが、工事の場合には、そういった配慮をお願いしていこうかなと考えているところでございます。

○生涯学習課長 社会教育館につきましても、基本的には3階から上だけを工事すると現状では考えていますので、特に開設時間の変更ですとか、そういったことはないという

予定でございます。

○垣内委員長 ほかにご質問ございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、生涯学習課のイ及びウについては協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局、各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでははじめに、平成28年4月、区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について、ご説明をいたします。

区民文教委員会は4月25日に開かれております。今回議案はございませんでした。

報告事項として、2点ございます。

まず1点目でございますが、平成28年度小中学校並びに幼稚園、及び認定こども園の学級編制について、学務課長から報告をいたしました。

委員からは、学校の教室数が足りないために改築等の対応が必要な学校はないか、あるいは特定の学校を挙げまして、生徒数が増えており教室を含めて検討が必要だと思いがいかかといったご質問が出ております。

次に2点目でございますが、台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂出店事業者の公募について、スポーツ振興課長から報告いたしました。

委員からは、プール開きに合わせた食堂利用ができるよう、事業者へ依頼していただきたい。また、アルコール類の販売規制について緩和すべきではないかといった意見が出されております。

区民文教委員会における審議等概要については、以上でございます。

続きまして、資料5をご覧ください。

台東区教育委員会の後援名義使用についてでございます。いずれも継続案件となっております。

庶務課の取扱分といたしましては、再興第101回院展から台東区コレクション展までの4件。

裏面になりますが、スポーツ振興課取扱分といたしまして、第67回台東区柔道大会を含む2件の申請が出されております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 この意見・要望に関して、教育委員会としてはどういう対応をされましたか。

○学務課長 小中学校の学級編制、幼稚園、こども園の学級編制についてですが、まず最初の質問でございますが、こちらにつきましては、この委員のお考えでは、区が出した教育の人口ビジョンにおいては、14歳以下の人口が3,000人増えるということなので、蔵前小学校も改築するし、しっかり検討してほしいということで、現状も教育委員会としては、区域外就学ですとか、指定校変更の制限などによって適切な環境が守られるように、就学事務については進めているというお答えをさせていただいております。

また2点目の質問につきましては、現状では改築が必要な学校はございませんというご答弁を差し上げております。

4点目は、ある私立幼稚園のほうで学級数を増やしたという状況について把握しているのかというご質問でしたが、状況については確認をいたしますというご答弁と、それから、御徒町台東中学校についても、今後、対応については考えていきたいというご答弁を差し上げております。

以上でございます。

○スポーツ振興課長 リバーサイドの食堂の件につきましては、最初のご意見のプール開きに合わせた食堂が利用できるよう、事業者へというところが、今の要項では7月20日の夏休みからということにしておりますが、プールが7月10日からオープンしますので、もう少し早く準備ができれば、そのようにお願いをしたいということで、要項のほうは書かせていただいております。

2番目のご意見の、メニュー・価格について区への伺いは必要ないという部分についてですが、こちらは教育委員会の許可を得るということで募集要項には書かせていただいております、それに基づいて公募したところでございますが、現在は、許可というところを直しまして、メニューや価格は教育委員会へ報告をすること、また、メニュー・価格を変更する場合には報告をということにしまして、全く自由ということではなくて、一応報告をして教育委員会でも把握をするということで、回答をしております。

3番目のアルコールの販売についてですが、リバーサイドの食堂は、自動販売機もありパブリックスペース的なので、あの場所での飲食は原則禁止です。ただ、競技団体が大会等の打ち上げで、例えば会議室など別部屋でやりたいという際には、今回の食堂の提案者と協議をしますというようなご報告をさせていただいております。

先週、現地説明会を行いまして8社きました。その場でも改めてこのアルコールのことについて、会議室でやる場合など、もし提案があれば協議しますということで、ご説明をさせていただいたところでございます。

○垣内委員長 よろしいですか。

(なし)

○垣内委員長 次に報告事項庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは庶務課のア及びイについて報告どおり了承願います。

(2) 指導課 ウ

○垣内委員長 次に、指導課のウについて、指導課長、報告をお願いします

○指導課長 平成28年度国際理解重点教育、デンマークへの中学生派遣につきまして、ご報告申し上げます。

この派遣における成果は毎年非常に多く、派遣された生徒たちは派遣後、自分の思いがなかなか伝わらないことで悔しい思いを経験し、英語をもっと学びたいと強く感じたであるとか、当たり前だと思っていた日本の挨拶の文化や、おもてなしの心が外国で高く評価されていることを知った。言葉・文化が違って世界はつながっているということを実感したなどという感想が寄せられており、英語を学ぶ意欲はもちろんのこと、言葉や文化を超えた人とのつながりや、日本文化のよさについても理解を深めております。

今年度の応募及び選考状況についてですが、今回は区立中学校から65名の応募があり、これは在籍該当者数に対する8.4%の応募となっております。

選考につきましては、第一次選考で学習や生活の様子、海外派遣を希望した理由等について、書類で審査を行いました。また、第二次選考は面接審査を実施し、積極性、協調性、意見の具体性等、個別設問とグループ協議を通して審査を行いました。

この2回の選考を経て、最終的には17名の生徒が倍率約4倍を突破し、合格者となりました。男女別では、男子が5名、女子が12名となっております。

派遣期間は資料のとおりとなっております。今後、旅行業者につきましては、入札を実施してまいります。引率につきましても資料の内容のとおりとなっております。今後、中学校長会からの推薦を受け、委嘱してまいります。

生徒たちは今後、事前に10回、帰国後に4回の研修と報告会に取り組んでまいります。9月24日に報告会を実施する予定でございます。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 この企画は非常に有意義なことだと思うのですが、今、ヨーロッパではテロが起きていて危ないということが言われていますが、そういった心配する声は特に出なかったのですか。

○指導課長 今、海外の情勢につきましては細心の注意が必要だと考えております。ちなみに、昨日時点で外務省の海外安全ホームページでは、デンマークにつきましてはレベル1の十分注意してくださいから、レベル4の回避してくださいのいずれにも該当していない

状況でございます。また、外務省の西欧課に問い合わせをしたところ、現時点でのテロに関する情報や危険性はないという確認を得ております。

今後も随時こちらについては細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

○高森委員 今のことに関連してですが、テロだけではなくて自然災害など、さまざまな事故が予想されると思います。そのようなときに、例えば引率者が動けない状況の場合に、子供たちだけで何か判断して行動しなければいけないような、そういった危機管理マニュアルというのはあるのでしょうか。

例えば、日本大使館の連絡先を生徒たちは把握しているのかどうか。救急、消防、警察、そういったところへの連絡を彼らはできるのかどうか。そういったマニュアルづくりというのはあるのでしょうか。

○指導課長 現時点でマニュアルと呼べるようなものについてはございませんが、安全管理・危機回避は重ねてし過ぎということはございませんので、今ご助言いただきました点も含めて、緊急の対応ができる情報提供を子供たちに行ってまいりたいと考えております。

○樋口委員 この事業に関しては、もし何かあった場合には直ちに旅行会社が現地のそれなりの人を動かすということが原則ですので、逆に生徒を動かさないほうがいいと思います。

○指導課長 当然、旅行業者のそういった対応も重要であると思います。あわせて、子供たちに指導面として、いざというときの対応をどうするか、それは旅行業者への連絡等も含めて安全確保の徹底を努めてまいります。

○高森委員 子供たちは当然、自由に行動する時間帯もあると思います。そうしますと、いろいろな危険にさらされるおそれもあるので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

○和田教育長 国際理解重点校となっている桜橋中学校については、現状、特別な取組みについては、どういうことを踏まえているか、説明をお願いします。

○指導課長 桜橋中学校が拠点校となっておりますので、これまでの成果の洗い出しということで、昨年度1月に桜橋中学校に計画もお願いし、この体験をした子供たちの事後の追跡調査を行っております。

桜橋中学校からの報告では、平成16年度から25年度の派遣生を対象に、150のうち回収が75、約50%の回答率となっておりますが、実際に具体的な内容としては、意思疎通を図ることが当時できましたかという設問。これはちなみに、さまざまな形ですが、できたと回答しているお子さんが96%であるとか、海外派遣の経験がその後の生活に役立ったかという設問については、96%が肯定的な回答。また、その後の進路選択や職業選択に役立ったかという質問に対しては、約73%の方たちが肯定的な回答を寄せてくださっています。

また、これには自由記述として、向こうでの運営面についての意見であるとか、実際に向こうでの生活の様子等についても、アンケートをとっておりますので、この内容については、また今後の授業の展開に生かしてまいりたいと考えております。

○高森委員 報告会は9月24日に予定されていますが、事前に出発式もあったかと思うの

ですが、その日程が決まりましたら教えてください。出発式は生徒たちのモチベーションを高めるという意味では非常に意義があると思いますので、よろしく願いいたします。

○指導課長 8月15日の月曜日が出発式となっておりますので、また詳しい日時、会場等については、追ってお知らせ申し上げたいと思います。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、指導課のウについては、報告どおり了承願います。

(3) 教育支援館 エ

○垣内委員長 次に、教育支援館のエについて、教育支援館長、報告をお願いします

○教育支援館長 それでは、台東区スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについて、ご報告いたします。こちらは、今年度の新規事業ということで、作成したガイドラインとなっております。

資料7、1枚めくりまして、1ページ、項番2、「スクールソーシャルワークとスクールソーシャルワーカーについて」というところですが、その上段の四角のところの一つ目に書いてありますとおり、スクールソーシャルワークとは、問題を抱えた子供とその置かれた環境への働きかけを行うという、そういう業務となっております。1枚めくりまして、2ページの項番3、「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの違いについて」のところに書いてありますように、スクールカウンセラーが、子供の心の問題に注目することに対して、スクールソーシャルワーカーは、子供を取り巻く環境に注目することが大きな違いとなっております。

したがって、その下の項番5の図にございますように、スクールソーシャルワーカーは、さまざまな機関と連携して環境の改善に取り組んでいくこととなります。

右側のページ、3ページの一番下の枠の中、「SSWのスムーズな対応のために準備しておくこと」の3行目から記載しておりますが、スクールソーシャルワーカーにとっては、課題を解決するに当たって、何が課題で、学校園としては何に困っていて、何を検討したいのかを明確に把握する必要があることから、ケース会議を開く際には、それらをペーパー等にまとめてもらうことが、学校園のやるべきことの一つとなってまいります。

1ページめくりまして、4ページ、項番7、「スクールソーシャルワーカーの活用方法について」です。

(1)でございますが、まず1学期中にスクールソーシャルワーカーは各学校園を訪問し、学校園が抱える問題の状況等について聞き取りを行ってまいります。

また(2)、各学校園へのスクールソーシャルワーカーの派遣についてですが、現在でも指導課にはさまざまな子供に関わる問題や、解決できない状況等について報告されておりますが、それらの中からスクールソーシャルワーカーの介入が必要かどうかを、指導課と教

育支援館内で協議を行い決定します。

決定に際してですが、恐れ入りますが、別紙1枚A4版をつけているのですが、そのA4版の資料のタイトルに書いてあるとおり、学校園がどこにつながたらいいかわからないで困っている、そんな事案であったり、またその資料A4、1枚の資料の下、それから裏面にありますけれども、その事例にも出てきているとおり、例えば、家庭の経済状況や家族構成に伴う事案であったりする中から、緊急性、重要性をもとに判断してまいります。

冊子のほうに戻って5ページからは、活用事例を掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

6ページ、項番9、「スクールソーシャルワーカー活用による期待される効果について」の一番下のところ、四つあるうちの一番下のところに書いてありますとおり、課題の解決に当たって主体となるのは、あくまでも各学校園となっております。しかし、右側7ページ、項番7、「その他」の二つ目に書かせていただいておりますとおり、スクールソーシャルワーカーは解決に当たって具体的な役割分担を提案したり、必要な関係機関と学校をつなげたり、あるいはキーマンを介して保護者との関係を築いて学校との関係を良好に保ったり、保護者を関係機関につながったりすることによって、主体となっている各学校園への支援をしてまいります。

なお、この活用ガイドラインにつきましては、先週金曜日に開催されました校園長会全体会におきまして、説明並びに依頼をしております。役員の校長からは、本事業に期待する声をもらうとともに、1年目のスクールソーシャルワーカーだから大切に育成してほしいという意見ももらっていることを申し上げます。

台東区スクールソーシャルワーカー活用ガイドラインについての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 スクールソーシャルワーカーの導入については、何年度の何月からですか。

○教育支援館長 今年度の4月からです。

○高森委員 もう動き始めているのですか。

○教育支援館長 ちょうど動き始めたところでございます。

○高森委員 現時点でこの活動に対して、学校のほうから要望等がありますか。

○教育支援館長 現在では、このように説明したところですので、具体的な要望についてはまだ届いてはおりません。ただ、説明をした後に、本校のこんな事例はどうなるのでしょうかというようなご質問はいただいているところでございます。

○末廣委員 スクールカウンセラーとソーシャルワーカーとの連携については、ある程度具体的に設定するところがあるのですか。

○教育支援館長 1学期に各学校を訪問する際に、できるだけスクールカウンセラーには同席をしていただきたいと思いますと思っております。

なお、事例にもありますが、スクールカウンセラーが子供とつながっているというケー

スの場合には、ケース会議の際にスクールカウンセラーもそこに同席というのが必須になってくると思います。

○末廣委員 やはり、子供のこうした問題というのは、心の問題と環境の問題を完全に分けることはできなくて、むしろ密接につながっていることが多いのではないかと思いますので、そういったことが前提でソーシャルワーカーもやっていただくのが重要ではないかと思えます。

○和田教育長 子ども家庭支援センターとの連携がとても大切であるわけですがけれども、台東区の場合には、スクールソーシャルワーカーの導入が今年初めてということもあって、一方で、子ども家庭支援センターもスクールソーシャルワーカーの役割について、十分承知をしていただくということが必要だと思えます。そのことについて、お互いの位置づけの調整というのは、今どのようになっていますか。

○教育支援館長 この作成に当たりましては、所管の子ども家庭支援センター、また、前年度までの子育て支援課とも協議をしながら作成してきたところでございます。

その結果、子供の事案につきまして、子ども家庭支援センターがネットワークとして構築している要保護児童、すなわち、虐待案件でリストに挙がっている子供については、まずは子ども家庭支援センターが介入していきましよう。それ以外の子供については、スクールソーシャルワーカーが対応しましようというように、最初の一手のすみ分けについてはそこでさせていただいたところです。

ただ、介入していく間に子ども家庭支援センターがスクールソーシャルワーカーの手を借りたいであるとか、あるいはスクールソーシャルワーカーが介入していったところ、どうやら虐待の様子があるといった場合には、双方ともに情報を交換するというような打ち合わせになっております。

○樋口委員 スクールソーシャルワーカーの主な業務と求められる力について、(1)、(2)があります。この(1)、(2)の業務というのは、4ページの派遣の流れで、教育支援館から学校にスクールソーシャルワーカーを派遣するということになった場合に、この主な業務が発生するというものでいいのでしょうか。

それとも、普段、教育支援館に常駐されているのでしょうか。常駐しながら区内の幼児・児童・生徒の動きを主体的に情報把握しながら、学校の連絡を待つというような業務なのか。その辺はどう考えたらよろしいのでしょうか。

○教育支援館長 ケースとして対応するときにはこんな業務をしますよ、ということを校園長に示しております。

ただ、それがすぐにケースが迫ってきて対応するという事はなかなか困難ですので、1学期に各学校園を見て、この主な業務の関係で聞き取りをしていくということになっております。

○樋口委員 そのほうがいいと思えます。派遣要請がなければ動かないとなると、この方の情報把握力が大幅に落ちてしまうので、その辺はぜひとも、ある一定の動きは自由にし

ていただいて、区内の幼児・児童・生徒の動きを随時学校訪問されて、把握されることがいいと思います。

○教育支援館長 委員ご指摘のとおり、教育支援館の中でただ待っているのではなく、積極的に出ていくようにということで、指導してまいりたいと思います。

○垣内委員長 この関係諸機関と教育支援館は随時ネットワーク会議みたいなものをお持ちになっていて、スクールソーシャルワーカーの方とも情報を共有しながら、何か問題が一旦発生するとスクールソーシャルワーカーの仕事が発生してきて、ケース会議につながってという、そういう理解でよろしいのでしょうか。それとも、スクールソーシャルワーカーの方がある意味自由に情報収集をされるということなののでしょうか。その辺りのことについて、全体像の整理をしていただけますか。

○教育支援館長 必ずスクールソーシャルワーカーが出席する会といたしまして、今、委員長がご覧になっているのは、おそらく2ページの図かと思うのですが、その右側の四角にあります要保護児童支援ネットワーク、これが月に1回ありまして、要保護児童リストについての情報交換をしますが、これには必ずスクールソーシャルワーカーは出席をいたします。

その他、保護課で今年度から実施しました学習支援員につきましても、保護課と協議をしまして、スクールソーシャルワーカーが必要だという場合には、すぐにこちらに声をかけていただくということになっております。従いまして、定期的なものといえますと、この要保護児童支援ネットワークへの出席により、関係機関からの情報を集めるということになってございます。

○高森委員 区としても、学校としても緊急性を要する児童・生徒の人数であるとか、緊急性は要しないけれども、それに準ずるような境遇に相当する子供たちのおおよその人数は把握していると思うのですが、それに対してスクールソーシャルワーカーの人員配置は、どのくらいの配分でなされているのか。あるいは、年度当初に加配もできるのかどうか、その辺りを教えてください。

○教育支援館長 28年度につきましても、1名体制ということでまいります。このスクールソーシャルワーカーの効果について検証しながら、次年度以降の予算の要求などにつなげていきたいと思っております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、教育支援館のエについては、報告どおり了承願います。

3 6月の行事予定について

○垣内委員長 次に、6月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 資料8になります。

6月の教育委員会の定例会は16日と、27日を予定しております。

そのほかの三つの行事につきましては、いずれも教育委員会代表の挨拶を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

その他のご案内といたしまして、19日に台東区チャレンジフィジカルテストが行われます。

行事予定については、以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、行事予定については報告どおり了承になります。

4 その他

○垣内委員長 そのほか、何かございますか。

○庶務課長 前回の教育委員会定例会で、一般社団法人家事塾が実施する事業への後援名義のご協議をお願いいたしました。その中で各委員からさまざまなご意見を頂戴したところでございます。

本件につきましては、その後、事務局のほうから申請者のほうに問い合わせをしまして、その回答を各委員の皆様にお伝えしたところでございます。その結果といたしまして、最終的に承認という形で処理をさせていただいております。

なお、「家出塾」という名称でしたけれども、今回から「自立塾」というように名称を変更するということになりましたので、あわせてご報告申し上げます。

以上でございます。

○垣内委員長 ただいまのご報告につきましては、ご了承願います。

そのほか、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時21分 閉会